

令和7年度 しお児童クラブ 入会案内

申請受付期間は、令和7年1月6日(月)から1月31日(金)までです。

4月1日から利用する児童および、一時的もしくは学校長期休業期間(春休み、夏休み、冬休み)のみ利用する児童も期間内に申請してください。自動更新はされません。期間内に申請がない場合は、入会できないことがあります。(詳細は、町ホームページからもご確認いただけます)

- ◆ 対象児童 令和7年4月開校の志桜小学校の児童で入会要件を満たすもの
※4年生までを優先、裏面もご確認ください。
- ◆ 定 員 概ね40名
- ◆ 期 間 令和7年4月1日～令和8年3月31日(休日…日曜日、祝日、8/14～16、12/29～1/4)
- ◆ 活動時間 【平日】下校時～18:00※ 【土曜日および学校長期休業期間等】7:30～18:00※
※18時～19時 延長利用可(延長料金 300円/回 上限2,500円/月)
- ◆ 送 迎 児童玄関を出て児童クラブへ歩いて行きます。帰りは保護者の迎えになります。
なお、土曜日および学校長期休業期間等は保護者の送迎です。
- ◆ 給 食 学校長期休業期間等の昼食は弁当を持参していただくか、希望者には給食(実費負担)を用意します(土曜日は給食はありません)。

◆ 負担金

| 通年利用者 | 学校長期休業期間のみ利用者 | | | |
|------------------------|---------------|---------|--------|---------|
| 月額 | 春休み(4月) | 夏休み | 冬休み | 春休み(3月) |
| 7,000円 (8月 10,000円) | 2,000円 | 14,000円 | 2,000円 | 2,000円 |

- ◆ 場 所 宝達志水町子浦ツ18番地(志雄小学校内)
- ◆ 受付期間 1月6日(月)～1月31日(金)
- ◆ 申込方法 ①電子申請…町HPまたは二次元コードから申請
②紙の申請…申請書と就労証明書等を提出(様式は下記窓口・町HPから取得できます)
※提出先:子育て応援室(アステラス)、各児童クラブ、各保育所、各小学校

町ホームページは

↓こちら↓



電子申請は

↓こちら↓



受付期間内に
申請してください。
受付期間外は
エラーとなります。

- ◆ 問合せ 宝達志水町健康福祉課子育て応援室 0767-28-5526 しお児童クラブ 0767-23-4199

放課後児童クラブとは

保護者が就労等により日中家庭で養育できない小学生を放課後や学校休業日にお預かりをして、放課後児童支援員が学習や遊びなど生活全般にわたってお世話をし、安全で充実した生活を送ることにより児童の健全な育成を図ることを目的としています。「しお児童クラブ」は、宝達志水町の放課後児童健全育成事業として設置されています。

町委託による社会福祉法人聖ヨハネ会の運営は令和6年度で終了し、令和7年度からは町直営となります。

宝達志水町放課後児童クラブ入会要件・審査等の説明

宝達志水町健康福祉課子育て応援室

❖ 児童クラブ入会の要件

児童クラブへの入会を認められる要件は、児童が「保護者の就労、疾病その他の理由により放課後に家庭で保育することができない」状態と認められるときです。

具体的には、以下の各号のいずれかに該当する場合です。

(1) 保護者が昼間に家事以外の労働をすることが、常態化(※1)している。

※1 「常態化」とは、月曜日から土曜日のうち4日以上をいう。

(2) 保護者が8週間以内に出産を予定している、または出産後8週間を経過していない。

(3) 保護者が病気にかかる、又は負傷している。

(4) 同居の祖父母が上記項目に準ずる就労、病気等で養育することができない。

(5) その他(前項以外で児童を保育することが出来ないと判断される事由)。

❖ 入会資格審査および決定などについて

(申請方法および資格審査)

1 児童の入会を希望する保護者は、電子申請または、入会申請書に入会理由を記入のうえ、指定期日までに町健康福祉課子育て応援室へ提出してください(児童クラブ、保育所、小学校でも受付します)。その際に、就業先の就労証明書(父母両方分)をつけてください。また面接により事情を直接お尋ねすることができます。

指定期日(締切日)を過ぎての申請は、入会をお断りする場合があります。

2 入会資格審査は、町および児童クラブ責任者が行います。入会の可否を決定後、通知します。

(中途入会の取扱い)

3 保護者の急な就職決定および勤務時間の変更などで急遽留守家庭となった児童や、町外から転居してきた児童については、同じく入会資格の有無を審査したうえ、中途入会を許可できます。

(入会の取消)

4 途中で入会資格が消失したとき、保護者負担金を未納および滞納したとき、その他運営上支障があるときは、利用を制限または入会を取り消す場合があります。

【多子世帯負担金免除制度】

次の条件に該当する世帯で、第1子が令和8年3月31日において18歳以下であり、第2子以降が児童クラブを利用したときは、負担金が無料になります。

対象世帯

- 1 夫婦の町民税所得割の合計額が57,700円未満
- 2 ひとり親世帯で町民税所得割の合計額が77,101円未満

【ひとり親家庭等負担金減額制度】

ひとり親世帯で、児童扶養手当支給に該当する所得の世帯に限り、児童1人につき月額3千円を限度に助成を行います。

※詳しくは「健康福祉課子育て応援室」までお問い合わせください。

※土曜日の利用は、就労証明書に土曜日の勤務証明がある場合のみ利用可能です。(冠婚葬祭などによる一時的な利用は可能です)